



# 労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部  
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の  
＜福利厚生＞は  
『ゆとりと共済』に  
ゆとりと共済事務局  
TEL 06-4309-2315

## ◇ ◆ ◇ ～ 啓発月間のお知らせ～ ◇ ◆ ◇

### 1 6月は「就職差別撤廃月間」です ▶▶▶ 《しない させない 就職差別》

～ 働くのは私！ 私自身を見てください ～

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

採用選考は、応募者の基本的人権を尊重するとともに、応募者本人の適性や能力に基づき、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

大阪府では、本年も6月を「就職差別撤廃月間」と定め、様々な啓発事業を行います。

また、東大阪市でも、同期間中、ハローワーク布施や東大阪市企業人権協議会などと連携をはかり、就職差別の撤廃へ向けた啓発活動に取り組みます。

就職の機会均等を保障する事の大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

就職差別  
110番

◆開設期間 6月1日～30日(\*閉庁日を除く)午前9時30分～午後5時30分

◆電話相談 [06-6210-9518](tel:06-6210-9518)

◆Eメール [koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp)(\*期間中随時)



☆お問合せ☆

大阪府商工労働部 雇用推進室 電話 [06-6210-9518](tel:06-6210-9518)

### 2 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です ▶▶▶ 『外国人雇用はルールを守って適正に』

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～



外国人が在留資格の範囲内で、その能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。

#### ●外国人雇用状況の届出義務

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。(特別永住者及び在留資格が「外交」「公用」の者を除く)ハローワークでは、雇用環境の改善に向けて事業主への助言・指導、離職した外国人への再就職支援を行います。また、届出に当たり外国人労働者の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

#### ●雇用管理を適正に

雇用対策法に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。これに沿って職業環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

#### ●外国人雇用管理アドバイザーのご利用を

外国人労働者の雇用に関する事業主の疑問や不安について、外国人管理アドバイザーが無料で相談を行います。

☆お問合せ☆

ハローワーク布施 企画部門 電話 [06-6782-4221](tel:06-6782-4221) (部門コード 32#)

# SNSでの採用活動に本気で取り組むモノづくり企業を大募集!! SNS採用活動伴走サポート事業説明会

**参加費無料!**

東大阪市内のものづくり企業(最大 10 社)を対象に、SNS を活用した採用・広報力の強化を目的とした、専門家による4ヶ月間の伴走支援事業を実施します。本説明会では、SNS採用の有用性を解説すると共に、本支援事業の概要説明やサポート企業の採択基準、手続きの要領などを説明します。

<b>日時</b>	2026年 <b>7月15日</b> (水曜日) 14:00~16:00		
<b>会場</b>	東大阪商工会議所 本所 本館4階大会議室 (東大阪市永和2-1-1)		
<b>講師</b>	株式会社 GREIGE 代表取締役 <b>山田 翔次 氏</b> ◆講師プロフィール◆ 新卒にて広告代理店入社し、アカウントプランナーとして大手企業の営業フロント業務に従事。その後、飲食業界の起業を経て、ウェブマーケティング支援を主とする株式会社GREIGEを設立。様々な業界にクライアントを持ち、集客及び後方に関するウェブマーケティング支援がメインの事業ではあるが、「ウェブマーケティング×採用支援」も積極的に行っている。TikTok を利用した求人募集のコンサルティングやインスタグラムを用いた企業のイメージアップには定評があり、SNS を利用した採用方法に習熟している。		
<b>内容</b>	①SNS 採用の基本的な考え方 ③成功事例/失敗事例 ⑤4ヶ月間の伴走支援の流れ	②なぜ SNS 採用が効果的なのか? ④実際に企業が行う発信内容の具体例 ⑥サポート企業採択のためのヒアリングシート作成要領の説明	
<b>備考</b>	本事業におけるサポート企業(最大10社)の採択にあたっては、「ヒアリングシート」の回答内容を主な採択基準とさせていただきます。 アンケートを通じて、各社様の現在の課題や SNS 運用の目的、本事業への取り組み意欲などを確認させていただき、より高い成果が見込める企業様を優先的に採択いたします。尚、採択理由の明示は控えて頂きます。	<b>問合せ</b>	東大阪商工会議所 企画調査部 <b>TEL 06-6722-1151</b>

↓↓↓ 2026年7月15日 SNS採用活動伴走サポート事業説明会参加申込 ↓↓↓

▶申し込みは、下欄の申込書に必要事項をご記入の上、FAX または郵送にてお申し込みください。  
**東大阪商工会議所 企画調査部宛**  
**FAX 06-6725-3611**  
 ※番号間違いによる誤送信が多発しておりますので、くれぐれもお間違えのないようにご注意ください。

スマホからも申し込みできるよ

**こちら** →

事業所名			
ご担当者		役職	
所在地	〒	TEL	
		FAX	
e-mail		@	

※ご記入頂いた個人情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用することがあります。※本所駐車場の台数には限りがございます。予めご了承ください。尚、ご迷惑となりますので、近隣の商業施設等への駐車はご遠慮ください。

## 1 高齢労働者の特性に配慮した、労働災害防止措置が

事業主の **努力義務** になりました

▶労働安全衛生法等の改正により、高齢者の労働災害防止のために必要な事項を定めた指針が公表され、令和 8 年 4 月 1 日より適用されました。事業主には、身体機能が低下した高齢者が安全に働き続けることができるよう、以下の点などについて、取り組みが求められることになりました。

- ①安全衛生体制の確立を図るため、経営トップによる方針の表明やリスクアセスメントの実施
- ②身体機能の低下を補う施設や設備、装置等の対策の実施
- ③健康診断の確実な実施や体力チェックの導入による高齢者の健康や体力状況の把握
- ④高齢者の健康や体力の状況を踏まえた就業上の措置(労働時間の短縮や深夜業の回数の減少など)
- ⑤雇入れ時の安全衛生教育など必要となる技能講習の確実な実施

『高齢者の労働災害防止のための指針』

👉 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001654297.pdf>

## 2 職場環境の改善に取り組む中小企業事業者が活用できる補助金があります

▶高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部が補助されます。エイジフレンドリー補助金は、60 歳以上の高齢労働者が安全に働ける職場環境の整備にかかる費用を国が補助する制度です。1年以上事業を実施し、60 歳以上の高齢労働者が就労している中小企業事業者が対象です。なお、熱中症対策は昨年 4 月から、早期発見のための体制整備や重篤化防止などが義務化されています。補助金を活用することで対策を講じやすくなります。

エイジフレンドリー補助金

👉 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)

### 1. 【専門家総合対策コース】

▶第1段階⇒労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施 ※第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までです。	外部の専門家によるアセスメント費用 ※外部の専門家の代わりに自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施する場合は、第2段階からの申請となります。	補助率 4/5 上限額 100 万円
▶第2段階⇒リスクアセスメントの結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入、転倒防止・腰痛予防のための運動指導の取組	(設備・装置の導入) ・作業場所の床や通路の段差解消・作業場所の床や通路の滑り止め・階段への手すりの設置・重量物搬送機器、リフトの導入・パワーアシストスーツの導入	補助率 1/2 上限額 100 万円
	(運動指導の取組)・転倒や腰痛を防止するための身体機能のチェック及び運動指導に要する費用	補助率 1/2 上限額 100 万円

※補助額は合わせて 100 万円が上限です。

## 2. 【熱中症対策コース】

▶高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置の導入に要する経費が対象	・体温を下げる機能付き作業服 ・スポットクーラーの設置 ・アイスラリー用冷凍ストッカー ・熱中症の初期症状に体調変化を把握できる小型携帯機器による健康管理システム導入 ・WGBT 指数計の導入 など	補助率 1/2 上限額 100 万円
--	---	-----------------------

## 3. 【コラボヘルスコース】

▶医療保険者と事業者が協力して健診情報を基に禁煙指導やメンタルヘルス対策の健康教育等に取組む経費が対象	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組	補助率 3/4 上限額 30 万円
---	--	----------------------

※複数のコースでの申請はできません。

◎申請期間 令和8年5月20日(水)から10月31日(土) <先着順>です。

◎問合せ エイジフレンドリー補助金事務センター <https://www.jashcon-age.or.jp> TEL [03-6381-7507](tel:03-6381-7507)

## 3

### 業務改善助成金や

大阪府中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金なども活用できます

#### 1. 業務改善助成金とは

▶中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、同時に生産性向上に資する設備投資などを行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。賃上げによる従業員の生活安定と、生産性向上による企業の成長を同時に支援することを目的としています。熱中症対策のための設備導入(例えば、空調設備の導入、換気設備の改善、休憩所の整備など)も、生産性向上に資すると判断されれば対象となります。

- ・補助率 補助対象経費の3/4(大阪府)が助成されます。
- ・補助額 上限額は30万円から最大600万円まで
- ・問合せ 業務改善助成金コールセンター TEL [0120-366-440](tel:0120-366-440)

#### 2. 大阪府中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金とは

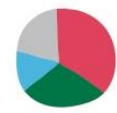
▶中小企業が古い空調設備を高効率な機器に更新する際の補助金制度です。主な目的は脱炭素化と電力料金の削減による経営力強化の後押しですが、結果として室内温度の安定化により熱中症対策にも効果が期待できる実用的な支援策です。

- ・対象者 大阪府内に事業所を持つ中小事業者(工場・店舗など)
- ・補助率 1/2
- ・補助額 1法人あたり20万円～最大500万円
- ・受付期間 令和8年4月13日(月)～令和8年6月30日(火)(先着順)
- ・問合せ おおさかスマートエネルギーセンター TEL [06-6210-9254](tel:06-6210-9254)  
👉 <http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/>

令和8年度

# 利益率向上 賃上げ 支援事業

物価高騰などの厳しい環境下で、賃金の引上げは社員の暮らしを守る重要な課題です。賃金引上げに必要なのは、単に費用を捻出することではなく、利益が出る仕組みを作ること。本事業では生産性の向上や売上拡大を通じて、利益率を高める取組みを幅広く支援します。



申請期間  
5/25月  
6/26金  
[ 17:00まで ]  
※申請になる場合があります

## 事業概要

### ● 支援内容

[ 補助金上限 ]

500 万円(補助率 2/3)

[ 採択者数 ]

600 者程度

[ 伴走支援 ]

100 者

※補助金の採択者のうち 100 者に対し専門家による伴走支援を実施

### ● 対象者

賃金の引上げに向け  
利益率の向上に取り組む  
府内中小企業者等

※1年後に給与支給総額を2%以上引き上げること  
を目標とし、目標値を従業員に宣言した者。  
※大阪府内に本店(住所)または主たる事業所を  
有する中小企業者(個人または法人)、企業組  
合、協業組合、一般社団法人。

## 対象となるもの

### ● 事業

生産性向上や売上拡大等  
により利益率向上を図る事業

### ● 事業の例

[ 生産性向上の例 ]

AI 搭載システム等を導入し、  
業務を自動化・標準化する

製造設備を新型機器へ入れ替え、  
生産効率を向上させる

[ 売上拡大の例 ]

既存製品を新市場向けに最適化  
し、新規顧客を獲得する

既存顧客への購買後フォローの仕  
組みを構築し、リピート率を高める

### ● 経費

機械装置・システム構築費、開発  
費、専門家経費、外注費、知的財  
産権等関連経費、広告宣伝・販売  
促進費、研修費

## 説明会

申請を迷っている方、申請予定で  
具体的な内容を知りたい方など、  
どなたでもご参加いただけます。

### ● 5月19日(火)

時間：14:00-16:00

会場：マイドームおおさか  
※オンライン開催あり

### ● 5月26日(火)

時間：10:00-12:00

会場：豊中商工会議所

### ● 5月27日(水)

時間：14:00-16:00

会場：東大阪商工会議所

### ● 5月29日(金)

時間：14:00-16:00

会場：堺商工会議所

[ 詳細・お申込みはこちら ]



※定員に達し次第、説明会の  
申し込みを締め切ります。  
※説明会内容は、後日アーカイブ  
動画を公開します。

## 申請要件



詳細については必ず募集要項をご確認ください。

※募集要項は5月中旬以降に本支援事業の公式サイトにて公開予定です。

### 1 大阪府内の中小企業者等

大阪府内に本店（住所）または主たる事業所を有する中小企業者（個人または法人）、企業組合、協業組合、一般社団法人が対象です。

大阪府内に本店（住所）または主たる事業所があることは申請時に提出を求める添付資料内で確認します。

### 2 賃金引上げの目標値と宣言

1年後に従業員の給与支給総額を2.0%以上上昇させる目標値を設定し、目標達成に向けた取組みの推進に努めることを従業員に宣言する必要があります。



### 3 従業員の数

申請時における直近の期末決算において、常時使用する従業員（役員、専従者を除く）の数が1人以上であることが必要です。

### 4 採択事業者の公表

採択事業者の名称及び所在市区町村等を大阪府ホームページにて公表します。

### 5 調査への回答

事業完了後に複数回にわたって賃金引上げ状況の調査を実施予定であり、申請にあたっては、当該調査への回答に同意する必要があります。

## 補助金



●補助金上限  
500万円（補助率2/3）

●採択者数  
600者程度

※本補助金は補助事業完了後の精算払いです。  
（事業実施期間中は全額自己負担）

※支払方法等、募集要項に定める経費処理を遵守する必要があります。

## 伴走支援



補助金の採択者のうち100者に専門家による伴走支援を実施します。個別面談や講座などを通じ、各支援テーマに応じた専門的なノウハウを提供します。

●費用 ●期間  
無料 6か月程度

●専門家の選択方法  
採択後の希望調査にて受けたい支援テーマ、専門家を選択。

※希望が通らない場合があります。

●支援テーマ  
※変更になる場合があります。

展示会・催事で磨く  
商品アップデート

認知と信頼に繋げる  
プレスリリース実践

自社主導で顧客をつかむ  
ECサイト立ち上げと運営

組織戦略（採用・評価）の  
再設計

生産性向上や価格転嫁など  
その他事業全般



## スケジュール

※変更になる場合があります。

説明会開催	5月中旬
申請スタート	5月25日
申請締切	6月26日 17:00
審査	7月
補助金採択者決定	8月上旬
採択者向け説明会	8月7日 16:00-18:00
伴走支援決定	8月下旬
伴走支援スタート	9月上旬
補助事業終了	1月31日
伴走支援終了	2月28日
補助金支払い	3月

## 注意事項



- 国・地方公共団体・商工会議所等が実施する他の補助金等との重複受給は認められません。
- 申請者は、事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。本補助金の申請は事業者自身で行う必要があるため、作成支援者や外部支援者が登録・申請を行うことは認められません。

## 詳細・お問い合わせ



詳細や申請については、「令和8年度利益率向上・賃上げ支援事業」公式サイトをご確認ください。

※左記二次元コードを読み取りまたは本事業名で検索をお願いします。

令和8年度利益率向上・賃上げ支援事業事務局  
**050-5530-2226**

[受付時間] 9:45～17:00 ※土日祝除く  
[開設] 5月18日(月)から



## 中小企業賃上げ促進支援パッケージのご案内

大阪府は中小企業の賃上げの取組みを支援します

大阪府では賃金引上げに向けての取組みに対し、複数の支援事業を通して、補助金や伴走支援によるサポートを行っています。詳細は右記サイトをご確認ください。



価格転嫁に向けた 専門家伴走支援	従業員の スキルアップ 支援	設備投資応援 融資に係る 信用保証料補助
補助金 設備投資支援	補助金 利益率向上支援	補助金 展示商談会への 出展支援

＼ こんな方におすすめ /

物価上昇等により増加したコストの適切な価格転嫁に取り組みたい

設備投資、業務プロセスの効率化などを通じて、利益率向上に取り組みたい

展示商談会への出展を通じて、売上拡大に取り組みたい

従業員のスキルアップに取り組みたい